

福岡県公共施設等総合管理計画

平成29年3月
(令和5年2月改訂)
福岡県

目次

第一章 公共施設等総合管理計画策定の趣旨	1
1 策定の背景と目的	1
2 本計画の位置付け	1
3 対象施設.....	2
4 計画期間.....	2
第二章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	3
1 公共施設等の現況	3
(1) 県有建築物	3
(2) 公共インフラ施設.....	5
(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	9
2 総人口や年代別人口についての今後の見通し.....	10
(1) 総人口についての見通し.....	10
(2) 年代別人口についての見通し.....	10
3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや本県の 財政状況	11
(1) 中長期的な経費の見込み.....	11
(2) 本県の財政状況	12
4 公共施設等に関する課題	13
第三章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	14
1 基本的な考え方.....	14
2 公共施設等の管理に関する実施方針	15
(1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化.....	15
(2) 施設の最適配置	16
(3) 民間活力等の活用.....	16
(4) 取組みを支える体制整備等の推進	17
3 本計画の効果	18
(1) 取組み前後の経費見込み.....	18
(2) 経費見込みの内訳.....	19
4 本計画の目標	20
(1) 数値目標の設定	20
(2) PDCA サイクルの推進.....	20
第四章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	21

第一章 公共施設等総合管理計画策定の趣旨

1 策定の背景と目的

本県ではこれまで、人口の増加や経済成長に伴う多様な県民ニーズに対応して、県庁舎や文化施設、県立学校、警察署等の県有建築物、道路、河川、港湾、公園等の公共インフラ施設の整備を進めてきました。

これらの公共施設等（注1）は、昭和30年代の後半から急速に整備が進められたもので、今後、老朽化の進行に伴い、施設の修繕や更新の時期が集中して到来することとなります。

また、高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加が見込まれるなど今後も厳しい財政状況が続くことに加え、人口減少等による公共施設等の利用ニーズの変化にも対応していくことが必要となります。

このため、本県では、公共施設等の全体的な状況を的確に把握した上で、中長期的な視点による更新・集約化・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、「福岡県公共施設等総合管理計画」を策定することとしました。

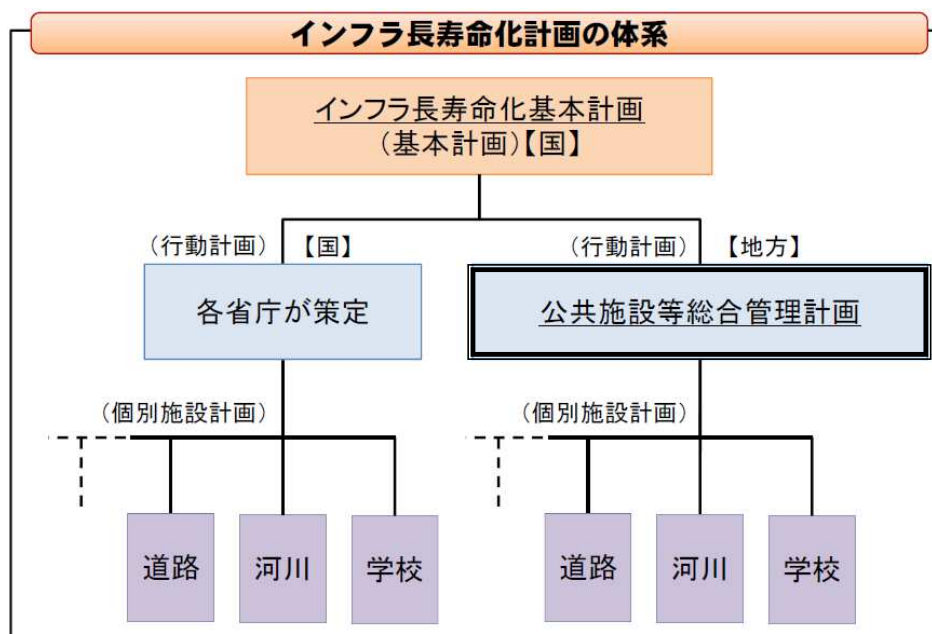
2 本計画の位置付け

本計画は、本県が所有し、又は管理する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月策定）の行動計画として位置付けられるものです。

また、個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すものとして、令和2年度までに策定した「個別施設計画」の指針となるものです。

（注1）公共施設等とは、公共施設、公用施設その他の本県が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（下水道等）等も含む包括的な概念です。また、本県では、一部の国道や河川等、本県の所有ではなくても、本県が維持管理や整備を行っている施設については、計画策定の趣旨を踏まえ、公共施設等を含めています。（総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」「公共施設等総合管理計画に係る Q&A」）

【参考 インフラ長寿命化計画の体系図】



※総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の概要」より

3 対象施設

本計画の対象とする施設は、本県が所有し、又は管理する全ての公共施設等とします。本計画では、公共施設等を「県有建築物」と「公共インフラ施設」に区分するとともに、これらをさらに17の施設類型に分類しています。

4 計画期間

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

第二章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況

(1) 県有建築物

ア 所有状況

本県の県有建築物は、令和2年度末現在で4,925棟、総延床面積は約315万㎡です。施設類型別では、以下のとおりです。

【県有建築物の所有状況】

(令和2年度末現在)

施設類型	主な施設	延床面積(㎡)	割合	棟数
庁舎等	行政庁舎、試験研究施設等 〔例：本庁舎、総合庁舎、職員研修所、 農林業総合試験場 等〕	520,220	16.5%	780
	職員住宅等 〔例：職員住宅、寮 等〕	33,307	1.1%	67
	小計	553,527	17.6%	847
県民向け施設	文化スポーツ施設 〔例：福岡県国際文化情報センター(アク ロス福岡)、図書館 等〕	232,147	7.4%	262
	保健医療・福祉施設 〔例：児童相談所、太宰府病院 等〕	66,528	2.1%	55
	産業系施設 〔例：高等技術専門校、農業大学校 等〕	77,451	2.5%	130
	小計	376,126	12.0%	447
学校	高等学校等 〔例：高等学校、中学校 等〕	1,675,901	53.3%	2,422
	特別支援学校	184,340	5.9%	352
	小計	1,860,241	59.1%	2,774
警察施設	警察署等 〔例：警察署、交番、待機宿舎、 運転免許試験場 等〕	356,098	11.3%	857
	小計	356,098	11.3%	857
計		3,145,992		4,925

イ 施設所有量の推移

庁舎の集約化等の取組みにより、最適配置を維持しながら、施設所有量を計画策定時から約 1,015 m²削減するなど、当初計画策定時（平成 29 年 3 月）の水準以内に抑制している状況です。

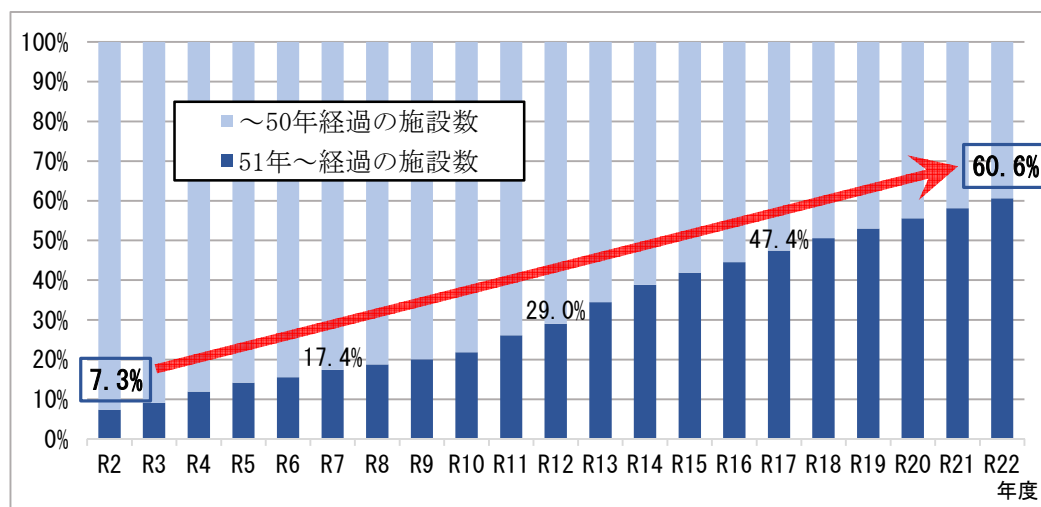
【平成 28 年度末以降の施設所有量の推移】（単位：m²）

	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元 年度末	令和 2 年度末
総所有量	3,147,007	3,174,429	3,159,324	3,149,558	3,145,992
増減	—	27,422	△15,106	△9,766	△3,566

ウ 老朽化の状況

県有建築物のうち、建築後 50 年（注 2）を経過した県有建築物が占める割合は、令和 2 年度末現在では約 7.3%に過ぎませんが、20 年後には約 60.6%まで増加することが見込まれます。

【建築後 50 年を経過した県有建築物が占める割合の推移】（令和 2 年度末現在）



(注 2) 財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第一では、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の事務所の耐用年数は 50 年とされており、これを参考としています。

(2) 公共インフラ施設

ア 管理状況

本県は、多くの公共インフラ施設を以下のとおり管理しています。

【主な公共インフラ施設の管理状況】

(令和2年度末現在)

施設類型	管理対象	主な施設	施設数 (総延長)	単位
道路	401 路線	舗装	3,540	k m
		橋梁	4,966	橋
		トンネル	35	本
		シェッド・大型カルバート	49	箇所
		横断歩道橋	80	橋
		門型標識等	38	基
		小規模附属物	16,718	基
		道路土工構造物	913	箇所
河川・ダム	334 河川	堤防・護岸	1,914.8	k m
		河川構造物(水門・樋門・樋管、堰、陸閘)	94	箇所
		排水機場(排水機場、揚水機場)	7	箇所
		ダム	17	ダム
港湾	7 港	水域施設	51	箇所
		外郭施設	95	箇所
		係留施設	77	箇所
		臨港交通施設・その他	273	箇所
海岸	87 海岸	海岸保全施設(堤防・護岸等) 【県土整備部管理分】	80	箇所
		海岸保全施設(堤防・樋門等) 【農林水産部管理分】	7	箇所
砂防	2502 箇所	砂防設備(堰堤工)	1,508	基
		砂防設備(溪流保全工)	592	溪流
		地すべり防止施設 【県土整備部管理分】	59	地区
		急傾斜地崩壊防止施設	317	区域
		地すべり防止施設 【農林水産部管理分】	26	地区
公園	9 公園	都市公園施設(園路広場、運動施設等)	2,395	施設
下水道	8 流域 下水道	処理場・ポンプ場	20	施設
		管路	212.9	k m
県営住宅	211 団地	県営住宅	28,866	戸

施設類型	管理対象	主な施設	施設数 (総延長)	単位
土地改良 (注3)	50 施設	ダム・ため池	10	施設
		排水機場	40	施設
漁港	6 漁港	外郭施設	75	箇所
		係留施設	116	箇所
		水域施設	13	箇所
		機能施設	49	箇所
治山	7,635 施設	溪間工	7,200	施設
		山腹施設	409	施設
		海岸施設	26	施設
企業局工業用 水道事業施設	4 事業	導水・浄水・配水施設等	39	施設
		管路	101.3	k m
		建物	9	棟
		付随設備	86	施設
企業局電気 事業施設	3 箇所	発電所	3	施設
		水路	7.9	k m
		管路	0.8	k m
		水車・発電機	6	基
		付随設備	25	施設
警察施設 (交通安全施設)	—	信号制御機	10,120	基
		信号柱	37,539	本
		管制機器	8,572	基
		大型標識柱	7,740	本

※公共インフラ施設に付随する建築物については、公共インフラ施設に含めています。

(注3) 土地改良施設については県が整備後、市町村等に移管するため、本県が管理する施設ではありませんが、今後の修繕や更新に際しては、本県に負担が生じるため、計画に含めています。

イ 老朽化の状況

公共インフラ施設のうち、建設後 50 年を経過した施設の割合が 50%以上となる施設は、令和 2 年度末現在では、下表の主な施設の 39 施設の中の 5 施設ですが、20 年後には 26 施設まで増加することが見込まれます。

【主な公共インフラ施設の老朽化状況】 (令和 2 年度末現在)

施設 類型	主な施設	施設数 (総延長)	単位	建設後 50 年経過した施設の割合 (%)		
				令和 2 年 度末現在	令和 12 年 度末見込	令和 22 年 度末見込
道路	舗装	3,540	k m	—	—	—
	橋梁	4,966	橋	26.0	39.7	<u>50.1</u>
	トンネル	35	本	42.9	<u>51.4</u>	<u>65.7</u>
	シェッド・大型カルバート	49	箇所	0.0	2.0	4.0
	横断歩道橋	80	橋	25.0	<u>63.8</u>	<u>73.8</u>
	門型標識等	38	基	0.0	0.0	7.9
	小規模附属物	16,718	基	1.0	3.0	9.0
	道路土工構造物	913	箇所	—	—	—
河川・ダム	堤防・護岸	1,914.8	k m	—	—	—
	河川構造物（水門・樋門・樋管、堰、陸閘）	94	箇所	5.0	23.0	43.0
	排水機場（排水機場、揚水機場）	7	箇所	14.0	43.0	<u>71.0</u>
	ダム	17	ダム	23.5	47.1	<u>52.9</u>
港湾	水域施設	51	箇所	12.8	48.7	<u>66.7</u>
	外郭施設	95	箇所	32.1	<u>61.9</u>	<u>72.6</u>
	係留施設	77	箇所	23.6	41.7	<u>66.7</u>
	臨港交通施設・その他	273	箇所	10.0	32.4	<u>61.0</u>
海岸	海岸保全施設（堤防・護岸等） 【県土整備部管理分】	80	箇所	45.6	<u>70.2</u>	<u>80.7</u>
	海岸保全施設（堤防・樋門等） 【農林水産部管理分】	7	箇所	0.0	14.3	14.3
砂防	砂防設備（堰堤工）	1,508	基	<u>50.2</u>	<u>61.7</u>	<u>69.8</u>
	砂防設備（溪流保全工）	592	溪流	—	—	—
	地すべり防止施設 【県土整備部管理分】	59	地区	20.3	45.8	<u>67.8</u>
	急傾斜地崩壊防止施設	317	区域	2.8	26.2	48.3
	地すべり防止施設 【農林水産部管理分】	26	箇所	15.4	34.6	<u>53.8</u>
公園	都市公園施設（園路広場、運動施設等）	2,395	施設	10.0	12.0	28.6
下水道	処理場・ポンプ場	20	施設	0.0	5.0	15.0
	管路	212.9	k m	0.0	10.8	14.4
県営住宅	県営住宅	28,866	戸	4.3	22.8	34.7

施設 類型	主な施設	施設数 (総延長)	単位	建設後 50 年経過した施設の割合 (%)		
				令和 2 年 度末現在	令和 12 年 度末見込	令和 22 年 度末見込
土地改良	ダム・ため池	10	施設	<u>50.0</u>	<u>80.0</u>	<u>80.0</u>
	排水機場	40	施設	0.0	2.5	<u>50.0</u>
漁港	外郭施設	75	箇所	36.0	49.3	<u>68.0</u>
	係留施設	116	箇所	31.0	<u>56.0</u>	<u>72.4</u>
	水域施設	13	箇所	46.2	46.2	<u>77.0</u>
	機能施設	49	箇所	18.4	36.8	<u>57.2</u>
治山	溪間工	7,200	施設	14.7	29.3	<u>52.0</u>
	山腹施設	409	施設	2.9	15.6	36.2
	海岸施設	26	施設	34.6	<u>57.7</u>	<u>88.5</u>
企業局工業用 水道事業施設	導水・浄水・配水施設等	39	施設	25.6	<u>61.5</u>	<u>61.5</u>
	管路	101.3	k m	11.3	29.2	30.9
	建物	9	棟	33.3	<u>77.8</u>	<u>77.8</u>
	付随設備	86	施設	—	—	—
企業局電気 事業施設	発電所	3	施設	<u>66.7</u>	<u>66.7</u>	<u>66.7</u>
	水路	7.9	k m	<u>100.0</u>	<u>100.0</u>	<u>100.0</u>
	管路	0.8	k m	<u>93.1</u>	<u>93.1</u>	<u>93.1</u>
	水車・発電機	6	基	—	—	—
	付随設備	25	施設	—	—	—
警察施設 (交通安全施設)	信号制御機	10,120	基	—	—	—
	信号柱	37,539	本	0.0	0.0	0.0
	管制機器	8,572	基	—	—	—
	大型標識柱	7,740	本	—	—	—

※「舗装」及び「堤防・護岸」等、建設時期の特定が困難なものは、建設後 50 年を超えた施設の割合を記載していません。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

本県の固定資産台帳を整備した平成 28 年度以降、各施設の有形固定資産減価償却率は下表のとおりであり、県有施設全体で資産の老朽化傾向が見られます。

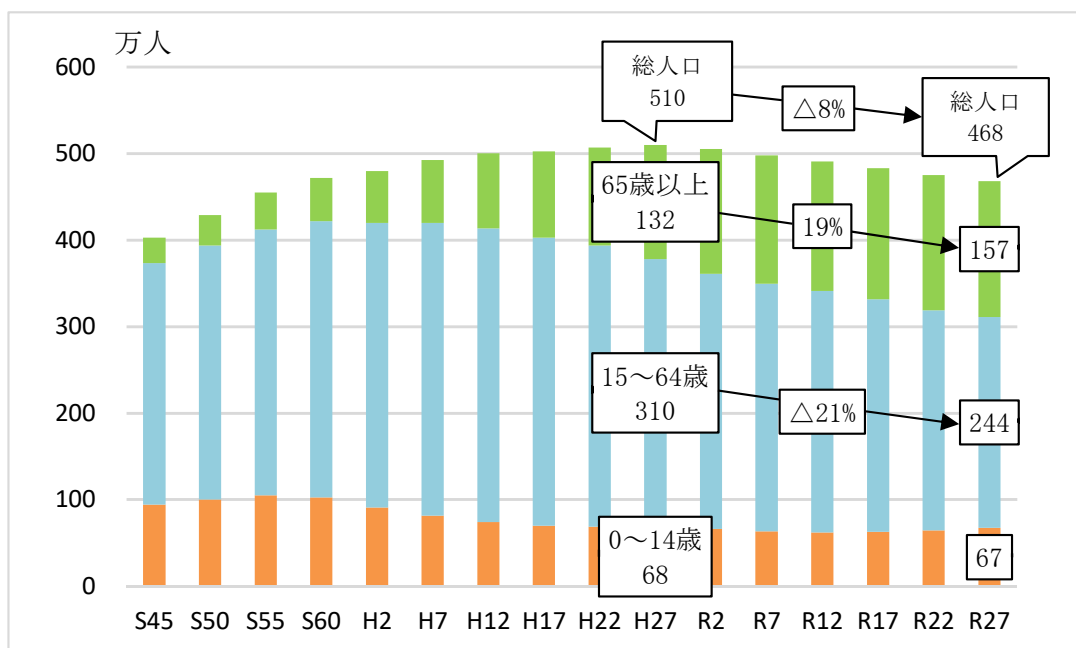
【県所有施設に係る有形固定資産減価償却率の推移】(注 4) (単位：%)

施設類型	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元 年度末	令和 2 年度末
所有施設全体	43.0	44.0	45.4	46.9	48.5
増減		+1.0	+1.4	+1.5	+1.6
庁舎等 (庁舎、保健所、 試験研究機関)	65.1	66.9	68.5	70.0	71.5
県民向け施設 (図書館、博物館、 体育館・プール、 陸上競技場等、 県民会館)	45.6	46.5	48.6	50.3	49.4
学校	57.6	58.9	60.4	61.8	63.9
警察施設	55.1	56.7	56.8	57.9	59.9
道路	35.6	36.6	38.0	39.6	41.1
橋りょう・トンネル	55.0	55.7	57.1	58.5	59.9
港湾・漁港	69.2	70.4	71.9	73.3	74.9
県営住宅	53.6	55.1	56.5	57.2	59.5

(注 4) この表は、総務省の指定した固定資産台帳における施設類型ごとに、有形固定資産減価償却率を算定しています。

2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

【総人口や年代別人口の推移】（注5）



（1）総人口についての見通し

本県の人口は、平成27年の約510万人から30年後の令和27年には約468万人となり、40万人以上減少（△8%）すると推計されています。

（2）年代別人口についての見通し

平成27年と30年後の令和27年の年代別人口を比較すると、15歳から64歳の生産年齢人口が約310万人から約244万人に減少（△21%）する一方で、65歳以上の老年人口が約132万人から約157万人に増加（19%）するなど、平成27年から比べると高齢化が進み、人口構造が大きく変化することが見込まれます。

（注5）前提条件：

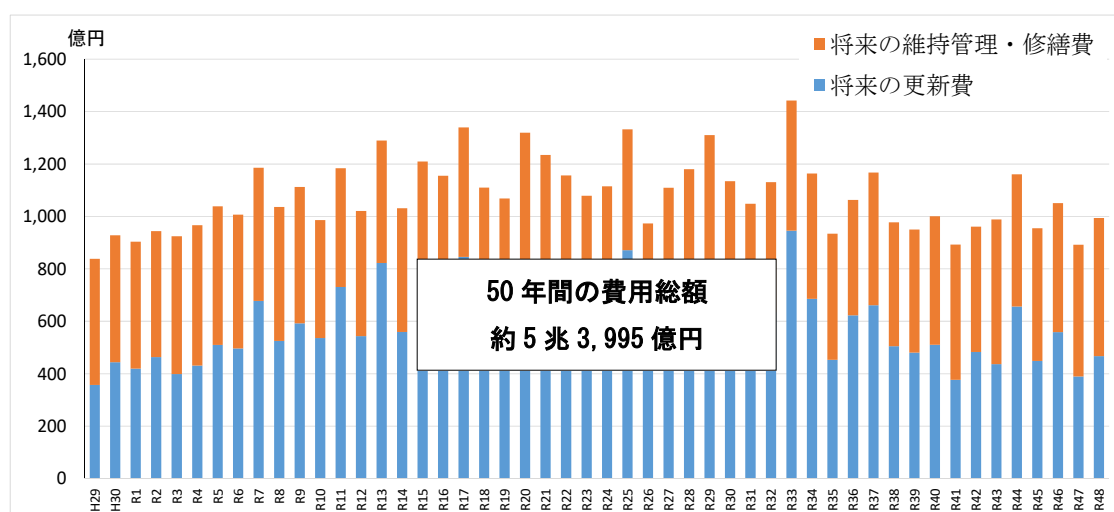
- ・自然増減は、2035年に出生率1.8、2045年に2.07が実現
（福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略のケース2）
- ・社会増減は、東京圏への転出超過数が年4千人是正された場合

3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや本県の財政状況

(1) 中長期的な経費の見込み

令和2年度末現在で県が所有し、又は管理する公共施設等について、事後保全型管理による維持管理・修繕を行い、耐用年数の到来時に自動的に更新する等の前提条件を置いた上で、今後の経費の見込みを試算したところ、50年間で約5兆3,995億円（年平均約1,080億円）を要すると見込まれます。

【公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る費用の見込み】



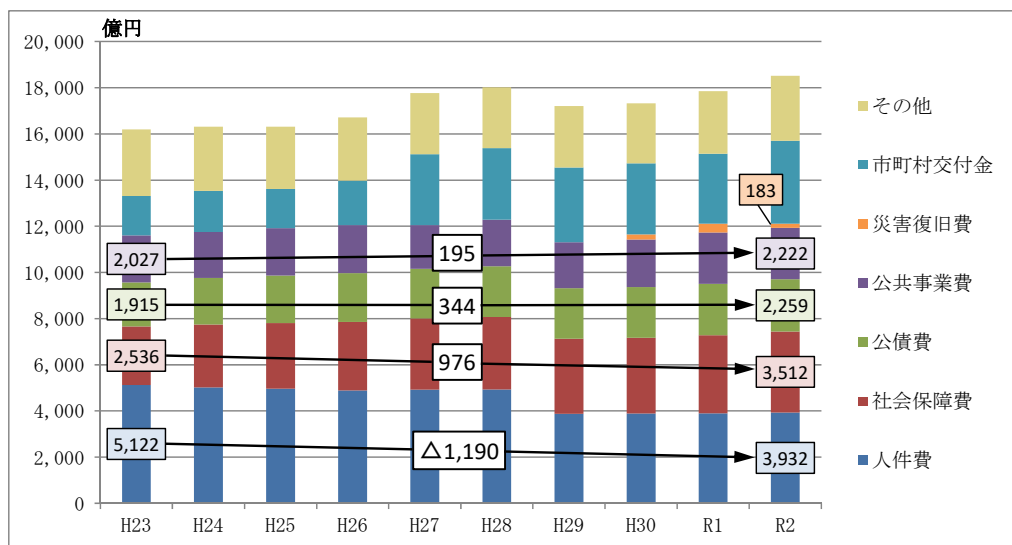
※前提条件

- ・施設類型ごとの特性を踏まえ、維持管理・修繕費、更新費を試算
- ・維持管理・修繕費は、国土交通省「建築物のライフサイクルコスト（平成31年版）」等を基に試算
- ・更新費は、国土交通省「建築物のライフサイクルコスト（平成31年版）」や公有財産台帳等の取得価格、過去の工事実績等を基に試算
- ・公共施設等の耐用年数は、総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成18年10月）」及び各施設の長寿命化計画等に定める年数を採用

(2) 本県の財政状況

本県では、義務的経費である社会保障費や公債費が増加しており、毎年度、事務事業の見直しや財政収入の確保等の財政改革を進め、財源不足の圧縮を図っていますが、高齢化の進展等に伴う社会保障費、臨時財政対策債等の県債残高の累増に伴う公債費の増加が続くなど、厳しい財政運営が続くことが予想されます。

【一般会計当初予算の推移】(注6)



(注6) この表の「公共事業費」には、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る費用のほか、新設費用が含まれています。

4 公共施設等に関する課題

公共施設等の老朽化が進み、施設の修繕や更新の時期が集中して到来する一方で、高齢化の進展等により今後も厳しい財政状況が続くことに加え、人口減少等による公共施設等の利用ニーズの変化にも対応していく必要があります。

こうした現状を踏まえ、以下の取組みが求められます。

- ・ 今後新たに整備する公共施設等については、事前に事業の必要性やその効果の評価を行うなど、従来以上に事業を厳選します。
また、事業の実施に当たっては、PPP/PFI等の民間活力等の活用や、ライフサイクルコストを考慮した事業手法を採用するなど、より効率的な整備に努める必要があります。
- ・ 既に整備済みの公共施設等については、維持管理・修繕・更新等を総合的かつ計画的に進めていくことが必要であり、次章以下のような取組みを進めていきます。

第三章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

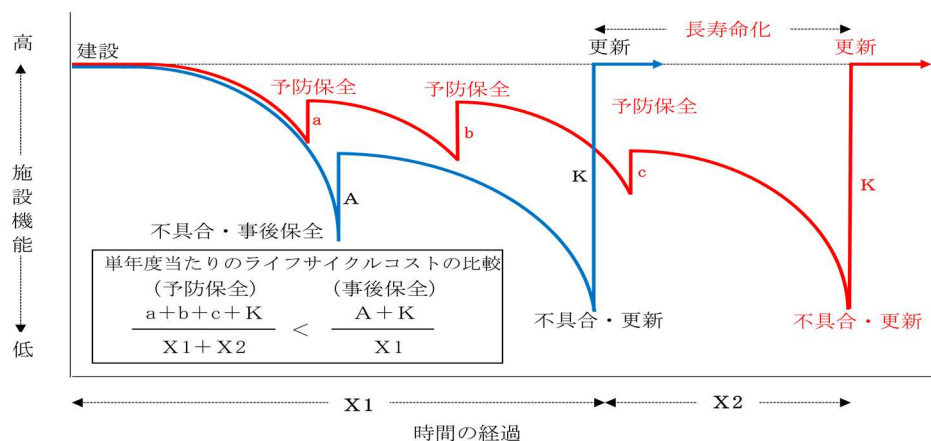
今後も厳しい財政状況が続く中、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に進め、将来にわたって県民サービスを持続的に提供していくため、公共施設等の点検・診断に基づく予防保全型の維持管理・修繕、改修、更新等を推進し、安全・安心の確保及び施設の長寿命化を図るとともに、施設の最適配置や民間活力等の活用を検討します。

【参考 予防保全とは】

予防保全とは、中長期的な計画の下に、一定の期間が経過した段階、又は不具合が軽微なうちに予防的な修繕を実施するものです。

予防保全は、不具合が生じたときに事後的に対応する修繕方法(事後保全)に比べ、公共施設等の長寿命化や単年度当たりのライフサイクルコストの縮減、施設の利用停止期間の短縮といった効果があります。

○事後保全と予防保全との違い



※九州農政局ホームページ「農業水利施設の維持管理」を参考に作成

2 公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化

ア 点検・診断等の実施

- ・ 建築基準法等で定められた法定点検に加え、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」等を活用した職員等による日常点検・診断等の充実を図ります。
- ・ 点検マニュアルの作成、点検結果のデータベース化等を行い、長寿命化や修繕計画の策定に役立てます。

イ 維持管理・修繕・更新や長寿命化の実施

- ・ 点検・診断等の結果を基に、(2)の「施設の最適配置」の実施方針に照らし、施設類型ごとに優先順位を付した対策を実施します。
- ・ 予防保全の徹底により単年度当たりのライフサイクルコストの縮減を図り(注7)、また、管理委託の内容の見直しや省エネの取組み等により経費の節減に努めることとし、トータルの財政負担の軽減や平準化を図ります。
- ・ 維持管理・修繕・更新等の履歴はデータベース化し、今後の老朽化・劣化対策等に役立てます。
- ・ 長寿命化については、施設ごとに目標となる使用年数を定め、優先順位を付して計画的な大規模修繕及び予防保全による修繕を実施します。

ウ 安全確保や耐震化の実施

- ・ 点検・診断等の実施により危険箇所を早期に発見し、速やかに対応を図ります。
- ・ 防犯・防災・事故防止等の観点から、利用の見込みのない施設は除却します。
- ・ 県有建築物の耐震化については、「県有建築物耐震対策計画」(平成19年3月策定)に基づき実施しました。

また、公共インフラ施設の耐震化については、対策が必要な施設に優先順位を付し、計画的に対策を実施します。

(注7) 用途廃止予定の施設等、予防保全の効果が見込まれない場合においては、予防保全を実施せず、不具合が生じたときに事後的に最小限の補修を行うこととします。

(2) 施設の最適配置

ア 県有建築物については、地域の福祉やまちづくり、産業振興に果たす役割、地域の特性、利用の程度、業務の効率性・特殊性、敷地面積や建物の規模等の要素を総合的に勘案し、最適配置について検討することとします。

県有建築物のうち庁舎等については、原則として更新時に総合庁舎等への集約化を検討します。

イ 人と人との交流や物流を支える道路や港湾、土砂災害や洪水から県民の生命・財産を守る砂防や河川施設等の公共インフラ施設は、社会経済活動の基盤であり、県民が生活していく上で重要な施設です。

このため、公共インフラ施設については、今後の社会情勢や利用状況の変化、施設の重要性や代替機能の有無等を勘案し、最適配置について慎重に検討することとし、その結果、現状のまま維持することとした施設についても管理の効率化等に努めます。

(3) 民間活力等の活用

ア 本県が定める PPP/PFI 導入に係る手続等に基づき、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用（PPP/PFI の活用）について積極的に検討します。

イ 国・他の地方公共団体の施設との合築や相互利用について検討するほか、地域住民やボランティア、企業、NPO 等による道路の清掃や植栽の手入れ、河川の草刈り等、公民協働による公共施設等の維持管理を促進します。

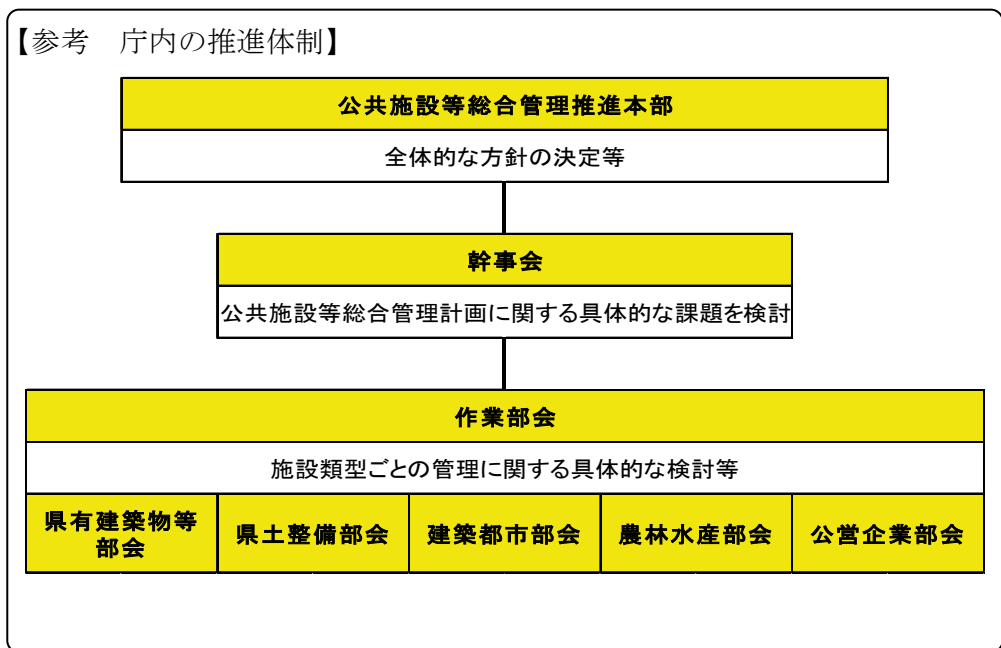
(4) 取組みを支える体制整備等の推進

ア 「公共施設等総合管理推進本部」において、本計画の進捗管理や情報の共有化、部局間の連絡・調整を行い、必要に応じて計画の内容を見直すなど、全庁的な推進体制の下で本県の公共施設等を総合的かつ計画的に管理、活用する取組みの推進及びフォローアップに努めます。

また、計画の進捗状況等については、適宜、議会への報告や公表を行います。

イ 公共施設等の利活用や適切な維持管理・修繕・更新等について、各施設管理者等において施設の特性に応じた職員研修等を実施します。

ウ 本計画の推進に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」、「福岡県地球温暖化対策実行計画」等の関係法令等に留意します。



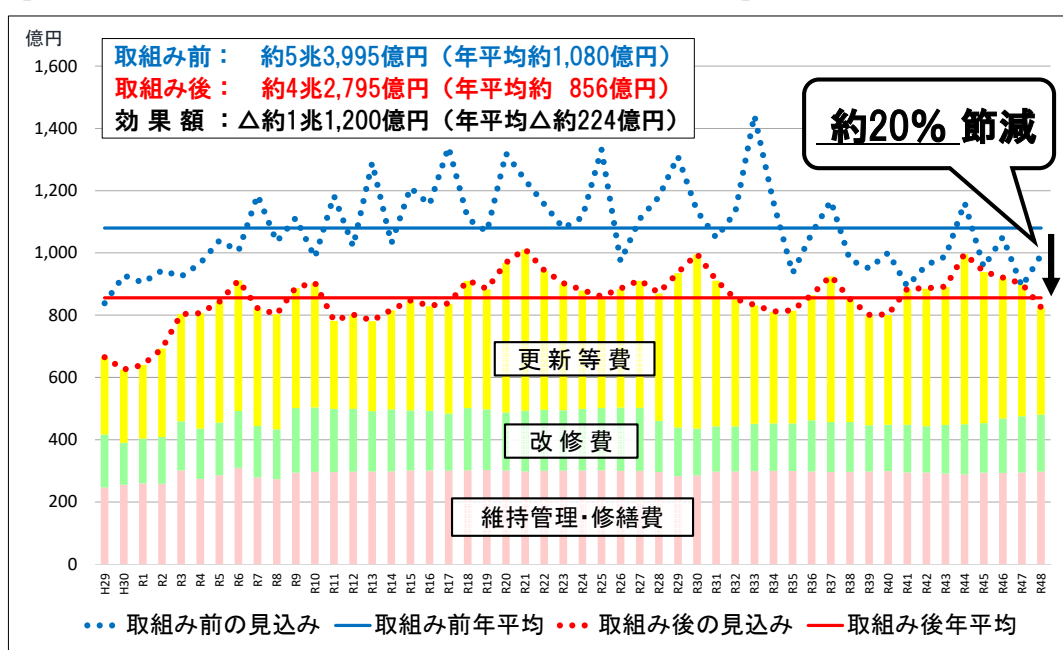
3 本計画の効果

(1) 取組み前後の経費見込み

以上の取組みの効果について、今後50年間の維持管理・修繕、改修、更新等に要するトータルコストは、取組み前(事後保全型管理)の約5兆3,995億円から、取組み後(予防保全型管理)の約4兆2,795億円に減少し、約1兆1,200億円(年平均約224億円、20.7%)節減できることとなり、加えて、一定程度の財政負担の平準化を図ることができます。

今後、さらに、維持管理の効率化、PPP/PFIの拡充、新技術・新材料の導入等を検討し、経費を一層軽減する取組みを進める必要があります。

【取組み前後の費用見込みの比較と取組み後の費用内訳】



※前提条件

- ・施設類型ごとの特性を踏まえ、維持管理・修繕費、改修費、更新等費を試算
 - 維持管理・修繕費：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
 - 改修費：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
 - 更新等費：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- ・維持管理・修繕費は、国土交通省「建築物のライフサイクルコスト(平成31年版)」等を基に試算
- ・改修費は、各施設の個別施設設計画計上額や過去の実績額等を基に試算
- ・更新等費は、各施設の個別施設設計画計上額や国土交通省「建築物のライフサイクルコスト(平成31年版)」、公有財産台帳等の取得価格、過去の工事実績等を基に試算
- ・公共施設等の耐用年数は、予防保全型管理による長寿命化を行うことを前提に、各施設の個別施設設計画等において想定している目標耐用年数を採用

(2) 経費見込みの内訳

(1) の経費見込みについて、50年間及び当初10年間における経費区分（普通会計（注8）／公営事業会計（注9）、県有建築物（注10）／公共インフラ施設（注11）、維持管理・修繕／改修／更新等）の内訳は下表のとおりとなります。

【平成29年度から50年間】

(単位：百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去4年平均)
普通会計	建築物(a)	431,334	641,879	785,258	1,858,472	2,444,770	▲ 586,298	24,382
	インフラ施設(b)	924,857	209,834	818,727	1,953,418	2,479,539	▲ 526,121	37,987
	計(a+b)	1,356,191	851,714	1,603,985	3,811,890	4,924,309	▲ 1,112,419	62,369
公営事業会計	建築物(c)	5,693	9,752	0	15,446	20,171	▲ 4,725	109
	インフラ施設(d)	104,018	8,257	339,911	452,186	455,003	▲ 2,818	3,125
	計(c+d)	109,712	18,009	339,911	467,632	475,175	▲ 7,543	3,234
建築物計(a+c)		437,027	651,632	785,258	1,873,918	2,464,941	▲ 591,024	24,491
インフラ施設計(b+d)		1,028,875	218,091	1,158,637	2,405,604	2,934,542	▲ 528,938	41,111
合計(a+b+c+d)		1,465,903	869,723	1,943,896	4,279,521	5,399,483	▲ 1,119,962	65,603

【平成29年度から10年間】

(単位：百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)
普通会計	建築物(a)	78,491	115,814	112,016	306,320	※欄外に記載	555,041	▲ 248,721
	インフラ施設(b)	174,705	40,691	161,194	376,590		347,493	29,097
	計(a+b)	253,195	156,505	273,210	682,910		902,534	▲ 219,624
公営事業会計	建築物(c)	865	395	0	1,260		2,465	▲ 1,206
	インフラ施設(d)	20,475	2,410	54,283	77,168		72,244	4925
	計(c+d)	21,340	2,805	54,283	78,428		74,709	3719
建築物計(a+c)		79,355	116,209	112,016	307,580	557,506	▲ 249,927	
インフラ施設計(b+d)		195,180	43,101	215,477	453,758	419,737	34,021	
合計(a+b+c+d)		274,535	159,310	327,493	761,338	977,243	▲ 215,905	

※財源見込みについて

厳しい県財政の現状を考慮して、県有財産の有効活用・売払い等、歳入確保を積極的に図るとともに、国庫補助金や地方債、基金等を活用することで、県財政の負担軽減に努めます。

(注8) 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外の純計額

(注9) 地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学付属病院事業に係る会計の総称

(注10) 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの

(注11) 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物

4 本計画の目標

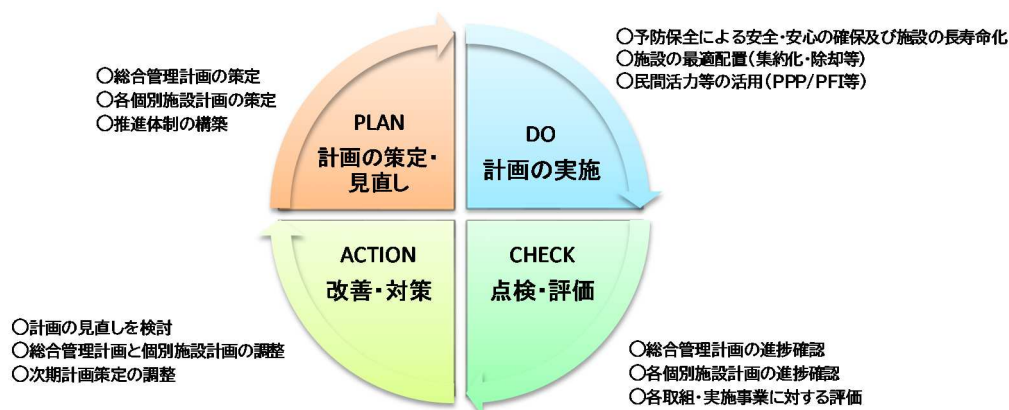
(1) 数値目標の設定

本計画の実施方針に基づく総合的かつ計画的な管理により、維持管理・修繕、改修、更新等に係る 50 年間のトータルコストを約 20% 節減することを目標とします。

(2) PDCA サイクル（注 1 2）の推進

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、本計画の進捗状況等について評価を実施し、評価に基づく本計画の必要な見直しや、次期計画の策定につなげていくなど、PDCA サイクルの推進に努めます。

【PDCA サイクル推進のイメージ】

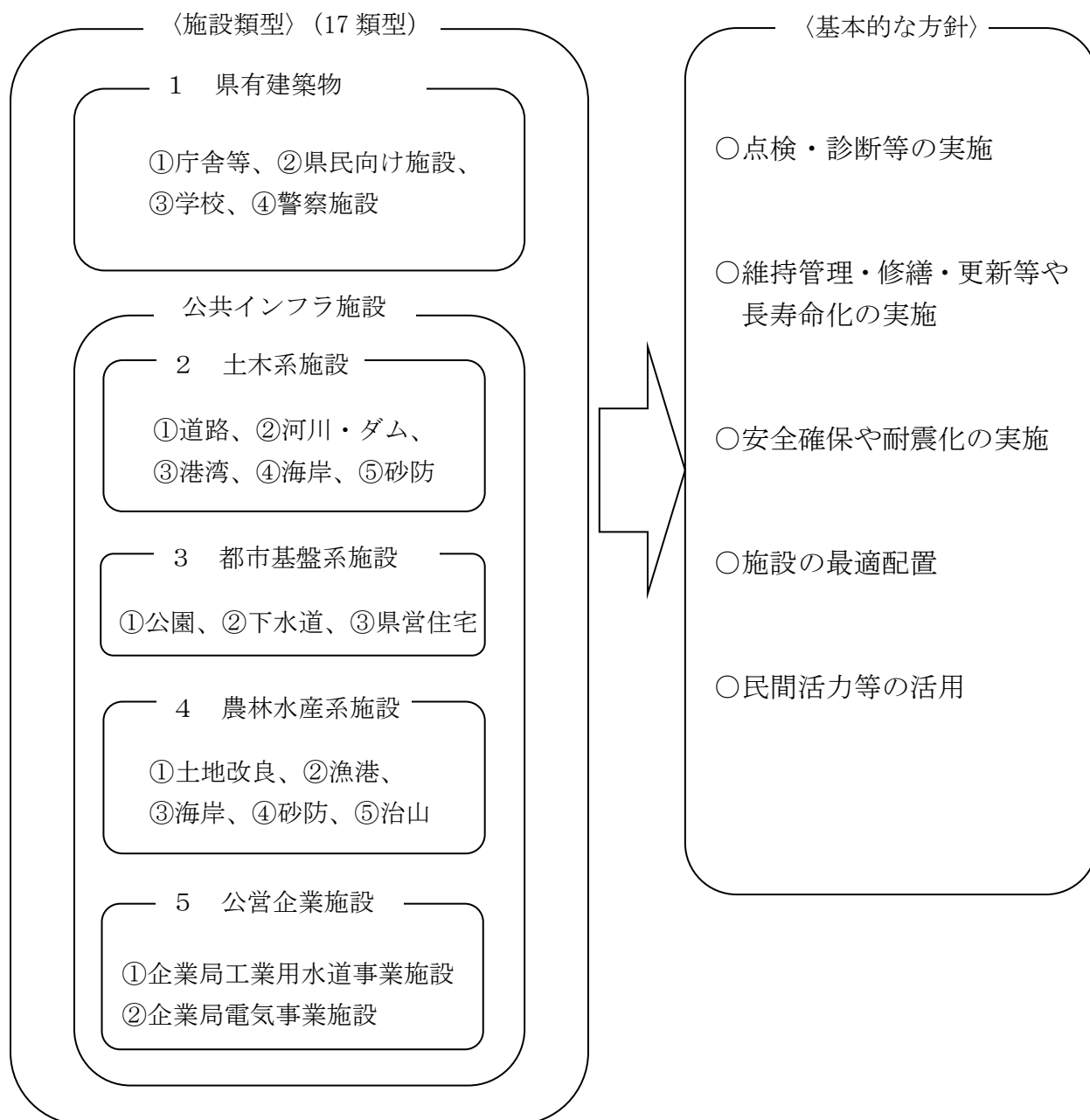


(注 1 2) 品質管理など業務管理における継続的な改善方法で、Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善) の 4 段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法

第四章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

この章では、本県が所有し、又は管理する公共施設等を17の施設類型に区分し、その管理に関する基本的な方針及びこれまでの取組み事例を示します。

なお、各施設類型に共通する内容については第三章に記載しているため、この章では各施設類型に特徴的な内容を記載しています。



1 県有建築物

<①庁舎等>

1 基本的な考え方

- 予防保全の考え方に基づき、維持管理・修繕、改修、更新等を計画的に実施し、長寿命化に取り組みます。
- 庁舎等の集約化の可能性を検討し、集約化する場合は、管理コストを縮減するなどの観点から、可能な限り大規模庁舎に集約します。
- PPP/PFI等の活用を積極的に検討します。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

建築基準法等で定められた法定点検の実施に加え、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」等を活用した職員等による日常点検の充実を図ります。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

予防保全の考え方に基づき、維持管理・修繕、改修、更新等を計画的に実施することで、鉄筋コンクリートの施設については原則65年（注13）程度まで使用することとします。

また、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○安全確保や耐震化の実施

計画的な大規模改修工事等により安全・安心を推進します。

また、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう、国において示された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）の考え方やバリアフリー法を含む関係施策等の内容も踏まえながら、施設の改修や更新においてユニバーサルデザイン化を一層推進していきます。

○施設の最適配置

管理コストを縮減する観点から、原則として更新時に総合庁舎等への集約化を検討します。また、庁舎等が地域の福祉やまちづくり、産業振興に果たす役割、地域の特性、利用の程度等を考慮し、現状のまま維持することとした庁舎等についても管理の効率化等に努めます。

○民間活力等の活用

民間需要が見込まれる都市部の総合庁舎等については、PPP/PFIの活用を積極的に検討します。

（注13）日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 鉄筋コンクリート工事」による鉄筋コンクリートの目標耐用年数

1 県有建築物

<②県民向け施設>

1 基本的な考え方

○県民のスポーツ・文化活動等に十分に応えられるよう、利用者に配慮した安全・安心の確保に努めます。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

建築基準法等で定められた法定点検の実施に加え、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」等を活用した職員等による日常点検の充実を図ります。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

県民のスポーツ・文化活動等に十分に応えられるよう、建物のほか、舞台装置や客席等の付帯設備についても点検状況や補修、更新等の情報を基に、更新の優先順位を付し、計画的な維持管理を実施します。

また、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○安全確保や耐震化の実施

施設・設備工作物等の不具合により利用者の安全が損なわれることがないように、安全対策を講じ、修繕や改修を行います。

また、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう、国において示された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方やバリアフリー法を含む関係施策等の内容も踏まえながら、施設の改修や更新においてユニバーサルデザイン化を一層推進していきます。

○施設の最適配置

一定の政策目的に基づいて設置された施設については、個々に目的達成度等を踏まえ最適配置を検討します。また、個別の事情に応じ、更新時に他庁舎等との合築も検討します。

1 県有建築物

<③学校>

1 基本的な考え方

- 長寿命化改修等を計画的に実施することによって、施設機能の回復・向上、教育内容への対応を図ります。
- 教育施設という特色上、地域の特性や状況を考慮した適正な施設配置が求められるため、最適配置については慎重な検討をすることとし、現状のまま維持することとした施設についても管理の効率化に努めます。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

建築基準法等で定められた法定点検の実施に加え、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」や「非構造部材の耐震化ガイドブック」（文部科学省発行）等を活用した職員等による日常点検の充実を図ります。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、構造躯体の老朽化が進み改修による長寿命化が困難なものは改築を行うとともに、これまでの事後保全による維持管理から、予防保全としての計画的な改造・改修を実施します。

適切な維持管理や長寿命化改修等を計画的に実施することによって、施設機能の回復・向上、教育内容への対応等を図り、既存構造躯体の老朽状況を適切に評価した上で、最長 80 年（注 1 4）程度使用する方針とします。

また、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう、国において示された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係関係会議決定）の考え方やバリアフリー法を含む関係施策等の内容も踏まえながら、施設の改修や更新においてユニバーサルデザイン化を一層推進していきます。

さらに、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○施設の最適配置

少子化等による高等学校の生徒数減少や特別支援学校の児童生徒数増加等の状況を踏まえつつ、新設や再編整備について慎重な検討を行います。

また、防犯・防災・事故防止等の観点から、利用見込みのない閉校施設を必要に応じて除却します。

（注 1 4）文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」による目標使用年数

1 県有建築物

<④警察施設>

1 基本的な考え方

○警察署や交番等の一般施設については、予防保全の考え方に基づき、維持管理・修繕・更新等を計画的に実施します。また、信号機や標識等の交通安全施設については、優先順位を付し、計画的な維持管理を行います。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

一般施設については、建築基準法等で定められた法定点検の実施に加え、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」等を活用した職員による日常点検の充実を図ります。

また、交通安全施設については、専門的な知見を有する業者に委託し、点検の充実を図ります。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

一般施設については、庁舎等が狭隘化しているものや治安情勢の変化により位置不適となっているもの等長寿命化改修が困難なものを除いて、計画的な整備により不具合を未然に防止する予防保全の考え方に基づき、維持管理・修繕・更新等の計画を作成し、実施します。

また、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう、国において示された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方やバリアフリー法を含む関係施策等の内容も踏まえながら、施設の改修や更新においてユニバーサルデザイン化を一層推進していきます。

交通安全施設については、点検状況や補修、更新等の情報を基に、更新の優先順位を付し、計画的な維持管理を行います。

さらに、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○施設の最適配置

一般施設については、平成 15 年度と平成 22 年度に大規模な統廃合を行っており、今後も治安維持等のため必要な施設は維持しながら、管理の効率化を図ります。

また、交通安全施設については、交通状況の変化等により、必要性の低下した施設について、当該施設がこれまで果たしてきた役割や代替の交通安全対策、地域住民の意見等の様々な要素を考慮した上で、最適配置を検討します。

1 県有建築物

<これまでの取り組み事例>

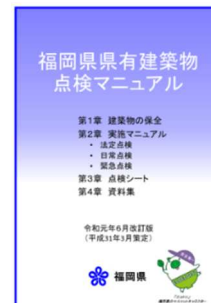
(1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化

○「福岡県県有建築物点検マニュアル」の作成

建築物点検の内容・手順等を分かりやすく示した、施設管理者向けの点検マニュアルを作成しました。

施設管理者が日常的かつ効率的に点検を実施し、異常箇所を早期に発見し改善することで、建物の長寿命化を図ります。

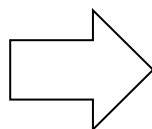
「福岡県県有建築物点検マニュアル」令和元年6月改訂版→



○旧福利厚生施設（ホテルレガロ福岡）を千代合同庁舎へ転用



旧ホテルレガロ福岡 2F チャペル

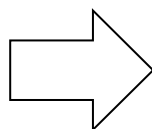


千代合同庁舎 2F 事務所

○福岡県立八幡高等学校の体育館外壁・屋上防水改修



<対策前>



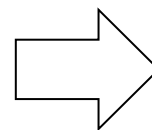
<対策後>

○福岡運転免許試験場の給排水設備他の改修

【福岡運転免許試験場 1F 東側男子トイレ】



<対策前>



<対策後>

(2) 施設の最適配置

○筑後県税事務所を南筑後教育事務所庁舎内へ移転



耐用年数が過ぎ、老朽化した筑後県税事務所を、同一地域に存する南筑後教育事務所庁舎に一部改造工事等を行った上で移転（集約化）しました。



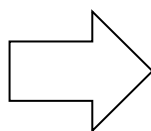
○交通安全施設の移設・撤去

道路交通状況の変化等により、必要性の低下した交通安全施設については、代替の交通安全対策等の様々な要素を考慮した上で、移設・撤去を進めるなど、適正配置を図っています。

【北九州市小倉北区田町9-1前交差点】



<対策前>一灯式の信号機



<対策後>一時停止標識の設置

(3) 民間活力等の活用

○PPPにより福岡東総合庁舎の敷地（福岡市博多区博多駅東一丁目）を有効活用

<新施設の外觀透視図（イメージ）>



※今後計画に変更の可能性があります。
(令和6年3月竣工予定)

【福岡東総合庁舎敷地有効活用事業】

平成30年10月に、PPP（公民連携）の一手法である定期借地方式（70年間）による福岡東総合庁舎敷地の有効活用を目的とした事業者公募を実施しました。

本事業においては、県産食材を使用したカフェの導入や建物の一部に県産木材を活用、また環境負荷に配慮するなどした博多駅東エリアを活性化する高機能オフィスビルの開発が予定されており、完成後には、その一部に博多県税事務所が入居予定となっています。

2 土木系施設

<①道路>

1 基本的な考え方

○各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・修繕・更新等を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで効率的・効果的な維持管理を実施します。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

巡視等による日常点検や各施設の点検要領等に基づいた定期点検を実施し、健全度を評価します。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・修繕・更新等を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで効率的・効果的な維持管理を実施します。

また、長寿命化対策と同時に耐震対策を実施するなど、効率的な施設の維持管理を推進します。

さらに、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう、国において示された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方やバリアフリー法を含む関係施策等の内容も踏まえながら、施設の改修や更新においてユニバーサルデザイン化を一層推進していきます。

併せて、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

2 土木系施設

<②河川・ダム>

1 基本的な考え方

○各施設については、将来にわたって施設を安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

巡視等による日常点検や各施設の点検要領等に基づいた定期点検を実施し、健全度を評価します。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

また、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

2 土木系施設

<③港湾>

1 基本的な考え方

○各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

巡視等による日常点検や各施設の点検要領等に基づいた定期点検を実施し、健全度を評価します。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

また、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

2 土木系施設

<④海岸>

1 基本的な考え方

○各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

各施設の点検要領等に基づいた定期点検を実施し、健全度を評価します。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

また、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

2 土木系施設

<⑤砂防>

1 基本的な考え方

○各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

各施設の点検要領等に基づいた定期点検を実施し、健全度を評価します。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施











各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

また、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

2 土木系施設

<これまでの取組み事例>

	点検の実施状況	長寿命化対策	
		<補修前>	<補修後>
①道路 【橋梁】	久留米浮羽線(久留米市)「前川橋」  橋梁点検車による近接目視状況	 直方水巻線(中間市)「弁天橋」	
	八女小国線(八女市)「八媛トンネル」  高所作業車による打音検査状況		
②河川・ダム 【ダム】	瑞梅寺ダム(糸島市) 予備ゲート  予備ゲート扉体の目視点検状況	瑞梅寺ダム(糸島市) 予備ゲート  対策：ゲート扉体の部品取替・塗装工	
	③港湾 【係留施設】	菊田港(菊田町)「南港7号B岸壁」  目視調査状況	菊田港(菊田町)「南港7号B岸壁」  対策：エプロン補修工
④海岸 【護岸】	加布里海岸(糸島市)  ポールによるひび割れ測定	加布里海岸(糸島市)  対策：被覆工	
	⑤砂防 【急傾斜地崩壊防止施設】	藍島地区(北九州市)  急傾斜地崩壊防止施設の目視点検状況	弘・堂山地区(福岡市)  対策：繊維補強モルタル吹付法棒工＋鉄筋挿入工

3 都市基盤系施設

<①公園>

1 基本的な考え方

○各点検基準に基づき、指定管理者による日常点検及び専門技術者による定期点検を実施し、必要な修繕や更新を行います。また、福岡県公園施設長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減を行います。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

電気事業法、建築基準法、消防法、フロン排出抑制法等で定められた法定点検に加え、公園施設全般については国土交通省の「公園施設の安全点検に係る指針」、遊具については国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」や一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」に基づき、指定管理者による日常点検及び専門技術者による定期点検を実施します。

○安全確保や耐震化の実施

遊具や樹木、工作物等の点検により不具合を発見した場合や事故が発生した場合は、直ちに利用停止や立入禁止措置等の安全対策を講じた上で、修繕や更新を行います。

また、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう、国において示された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方やバリアフリー法を含む関係施策等の内容も踏まえながら、施設の改修や更新においてユニバーサルデザイン化を一層推進していきます。

さらに、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

3 都市基盤系施設

<②下水道>

1 基本的な考え方

○点検調査のデータから適切な維持管理を行うとともに、ライフサイクルコストの比較等により優先順位を付した中長期的な改築更新計画を策定し、同計画に基づき、修繕や改築更新工事による長寿命化を行います。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

下水道法の規定に基づき、施設管理の目標、中長期的な施設の状態予測を踏まえた点検調査を実施します。

○維持管理・修繕・更新等による長寿命化の実施

点検調査のデータから施設の状態を客観的に判定し、それぞれの施設特性に応じ、状態監視保全、時間計画保全、事後保全の維持管理を行います。

また、処理場・ポンプ場施設のリスク評価やライフサイクルコストの比較により優先順位を付した中長期的な改築更新計画を策定し、同計画に基づき、老朽化（劣化）した施設の修繕や改築更新工事を行います。

さらに、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○安全確保や耐震化の実施

下水道維持管理指針（注15）に基づき、点検調査を適切に実施し、早急な対応が必要と判断された場合は、緊急的な修繕により安全を確保します。

また、重要施設や有人施設については、順次耐震化の対策を行っており、その他の施設については、設備の改築更新時期に合わせて耐震化の対策を行います。

（注15）公益社団法人 日本下水道協会「下水道維持管理指針 -2014年版-」

3 都市基盤系施設

<③県営住宅>

1 基本的な考え方

- 団地規模、災害リスクの有無、生活利便性、立地適正化計画での位置付け、地域需要等を勘案し、地域の実情に応じて管理戸数の適正化を図ります。
- 計画的な建替や改善事業、また、適切な点検と修繕を実施することにより、建物の安全性や機能性の向上を図ります。
- 計画的な建替や改善事業により、高齢者世帯や子育て世帯に対応した居住環境の向上を図ります。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

国土交通省が定める基準に従い、定期点検を年1回実施することに加え、目視等による日常点検を月に1回行います。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

定期点検等の結果を踏まえた適正な周期での計画修繕を実施します。

また、各団地の実情（立地条件、築年数、需要等）を踏まえ、計画的な建替や長寿命化型改善を実施します。

さらに、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○安全確保や耐震化の実施

定期点検等の結果に基づき、早急な対応が必要と判断された場合は、緊急的な修繕により安全を確保します。

また、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう、国において示された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方やバリアフリー法を含む関係施策等の内容も踏まえながら、施設の改修や更新においてユニバーサルデザイン化を一層推進していきます。

○施設の最適配置

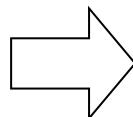
建替に当たっては、周辺の公営住宅の状況や需要の動向等を踏まえつつ、地域バランスや近隣団地との統合を検討しながら実施します。

3 都市基盤系施設 ＜これまでの取組み事例＞

○春日公園 球技場人工芝更新工事（公園）

＜更新前＞

人工芝の経年劣化



＜更新後＞

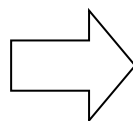
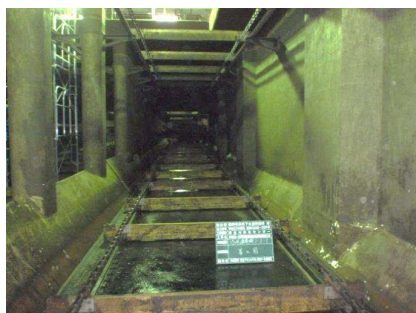
人工芝の更新



○御笠川浄化センター 水処理施設改築工事（下水道）

＜改築前＞

設備、躯体の経年劣化



＜改築後＞

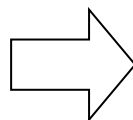
設備の更新、躯体の防食



○県営水三番団地 外壁改修・屋上防水工事（県営住宅）

＜改修前＞

外壁、屋根の経年劣化



＜改修後＞

外壁改修、屋上防水



4 農林水産系施設

<①土地改良>

1 基本的な考え方

○各施設の機能診断結果に基づき、修繕や更新等を計画的に実施し、長寿命化に取り組みます。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

施設管理者である土地改良区等において、日常管理による点検を行います。

また、造成後一定年数を経過した施設については、農林水産省作成の「農業水利施設の機能保全の手引き」等により、順次詳細な機能診断を行います。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

施設の老朽化（劣化）状況、地域農業及び県民生活への影響等を判断し、順次、各施設の機能診断を実施し、これに基づく機能保全計画の作成を進めるとともに、この計画に基づき維持管理に努めるよう施設管理者に指導や助言を行います。

また、被災等の場合に県民生活へ多大な影響を及ぼす施設や、排水機場や管水路等、一部の機能不全が施設機能の損失に直結しやすい施設を優先して機能診断を実施し、計画的な長寿命化を図ります。

さらに、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○安全確保や耐震化の実施

施設の点検により、早急な対応が必要と判断された場合は、緊急的な修繕により安全を確保します。

また、土地改良施設は、その施設ごとに地震による被災で県民生活へ及ぼす影響が異なるため、ダムやため池等被災した場合に影響が著しく大きい施設から、順次、耐震性の照査を行い、耐震性が確認できない施設については、ハード・ソフトの両面から耐震化対策を図ります。

4 農林水産系施設

<②漁港>

1 基本的な考え方

○機能保全計画に基づき、修繕・更新を実施します。また、台風通過後や地震発生後等には臨時点検を行い、早急な対応が必要と判断された場合は、緊急的な修繕により安全を確保します。

2 重点的な取組み

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

今後 50 年間での劣化予測を基に、いつどのような対策を実施することが最適であるかを漁港ごとに示した機能保全計画に基づき、修繕・更新を実施し、ライフサイクルコストの削減及び予算の平準化、施設の長寿命化を図ります。

また、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○安全確保や耐震化の実施

目視点検を年 1 回定期的に行うことに加え、台風通過後や地震（震度 5 以上）発生後等には臨時点検を行い、早急な対応が必要と判断された場合は、緊急的な修繕により安全を確保します。耐震・耐津波については、機能診断を順次実施し、その結果を踏まえ、対策を行います。

○施設の最適配置

漁港の維持管理や更新費の抑制を図るため、近接する漁港の機能を集約化し、役割分担を明確化することについて、市町や漁港関係者と協議していきます。

4 農林水産系施設

<③海岸>

1 基本的な考え方

○点検診断を基に作成した、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施します。また、巡視により施設の防護機能や利用者の安全に影響を及ぼすような異常が確認された場合には、速やかに応急措置や安全確保措置を講じます。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

土木構造物（堤体、樋門躯体など）や鋼構造物（ゲートなど）について、巡視等により、定期的に点検します。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

海岸保全施設の機能回復及び強化を図るため、計画的な維持管理や施設の更新を行います。

○安全確保や耐震化の実施

巡視等により施設の防護機能や利用者の安全に影響を及ぼすような異常が確認された場合には、速やかに応急措置や安全確保措置を講じます。また、耐震化対策については、耐震点検を行い、必要に応じて対策を実施します。

○施設の最適配置

背後地等の状況把握に努めるとともに、利用実態に応じ、関係機関と連携し、陸閘（りっこう）（注16）の常時閉鎖や壁体化等、施設の最適配置を検討します。

（注16） 港湾・漁港施設等を利用するために、普段は車両、人の通行が可能となるように堤防に設けられた門扉であり、高潮時等には、堤防等と同様の防災機能を有する施設

4 農林水産系施設

<④砂防>

1 基本的な考え方

○土砂災害に対する安全性を低下させることなく、また、個々の施設の適切な維持管理の両面を考慮し、優先度の高い施設から対策を進めます。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

継続的な定期点検や臨時点検を実施することで施設の状態を把握し、その結果に基づき修繕、改築等の工法や点検頻度等の対応方針を検討します。

○安全確保の実施

点検結果を適切に評価し、施設の構造、損傷の状態、流域の状況、さらに施設の機能の低下及び性能の劣化の発生原因を踏まえて、対策案の経済性、施工性、環境への影響等を踏まえ、計画的に修繕を行うことで安全を確保します。

4 農林水産系施設

<⑤治山>

1 基本的な考え方

○治山施設の機能を効率的・効果的に確保するため、点検・診断や補修・更新等を適切に行います。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等を行います。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

点検・診断の結果に基づき、治山施設長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、施設機能の維持・強化に必要な対策を適切な時期に行うとともに、対策を通して得られた情報を次期の維持管理等につなげるメンテナンスサイクルの構築を図ります。

○安全確保や耐震化の実施

治山技術基準に基づき、堤高 15 メートル以上のダムについては、地震動を考慮して耐震性を確認し、対策が必要なものは、優先順位を付けて工事を行います。

4 農林水産系施設

<これまでの取組み事例>

○樋門・陸閘の点検状況

→海岸法第十四条の五の規定に基づき
樋門・陸閘の点検を実施。

(維持又は修繕)

第十四条の五 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設
を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって海岸の
防護に 支障を及ぼさないように努めなければならない。



【排水樋門：ローラーゲート扉体】

○長寿命化対策

①土地改良施設の改修

<対策前>排水ポンプ2台



<対策前>除塵機

<対策後>排水ポンプ補修



<対策後>除塵機補修



<対策前>除塵機



<対策後>除塵機補修

②漁港施設の補修

<対策前>船揚場



<対策後>船揚場の補修



5 公営企業施設

<①企業局工業用水道事業施設>

1 基本的な考え方

○施設の劣化診断により、老朽化（劣化）の進行度や重要度に応じて、優先順位を付した施設全体の中長期計画を策定し、その実現に努めます。

2 重点的な取組み

○点検・診断等の実施

日常管理による点検に加え、機械装置、電気設備等法定点検及び法定外点検を定期的に行います。また、劣化診断についても必要に応じて行います。

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

国が定めた工業用水道施設の「更新・耐震・アセットマネジメント指針」を参考とし、施設の現状と将来見通しの把握、更新需要と財政収支の見通しの検討を行いながら施設の全体的な中長期計画を策定し、その実現に努めます。

なお、計画には施設の劣化診断により、老朽化（劣化）の進行度や重要度に応じて、優先順位付けを行います。

また、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○安全確保や耐震化の実施

老朽化（劣化）が顕著であり緊急性の高い施設から計画的に修繕を行うとともに、日常の保守点検により安全性に支障があると判断された施設は緊急的な修繕により安全を確保します。

○民間活力等の活用

事業の運営に関しては、一部を除いて民間委託により浄水場等の運営を行っており、今後においても、当該手法による経費削減や効率的な事業運営を検討します。

5 公営企業施設

<②企業局電気事業施設>

1 基本的な考え方

○点検や調査の結果から発電施設等の老朽化（劣化）の進行度や重要性を踏まえて、優先順位を付して修繕計画に反映させ、計画的な維持管理・修繕、更新（改良）、長寿命化に取り組みます。

2 重点的な取組み

○維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施

点検や調査の結果から発電施設等の老朽化（劣化）の進行度や重要性を踏まえて、優先順位を付して修繕計画に反映させ、計画的な修繕、更新（改良）を行います。

また、今後、修繕、改良費用の増嵩に伴い、毎年度の修繕、改良工事費を平準化すること等を検討するとともに、点検や調査の結果、修繕及び改良工事の事績、修繕計画、固定資産台帳等、施設の図面等の有効活用を図りながら発電施設等の維持管理・修繕、更新（改良）、長寿命化に取り組みます。

さらに、福岡県地球温暖化対策実行計画及び福岡県環境保全実行計画に掲げる方針に基づき、各施設の類型や個別の状況を勘案し、新築（新設）・改修・更新時に各施設の脱炭素化を推進します。

○安全確保や耐震化の実施

発電所（2箇所）の建屋については、平成26年度に行った耐震診断の結果を受けて、平成28年度に耐震化対策を行ったところであり、今後も発電施設等の老朽化（劣化）の進行状況を踏まえ、緊急性や重要度の高い発電施設等から計画的に修繕、更新（改良）によって安全対策を行います。

また、保守点検により安全性に支障があると判断された発電施設等は、必要に応じ、緊急的な修繕により安全を確保します。

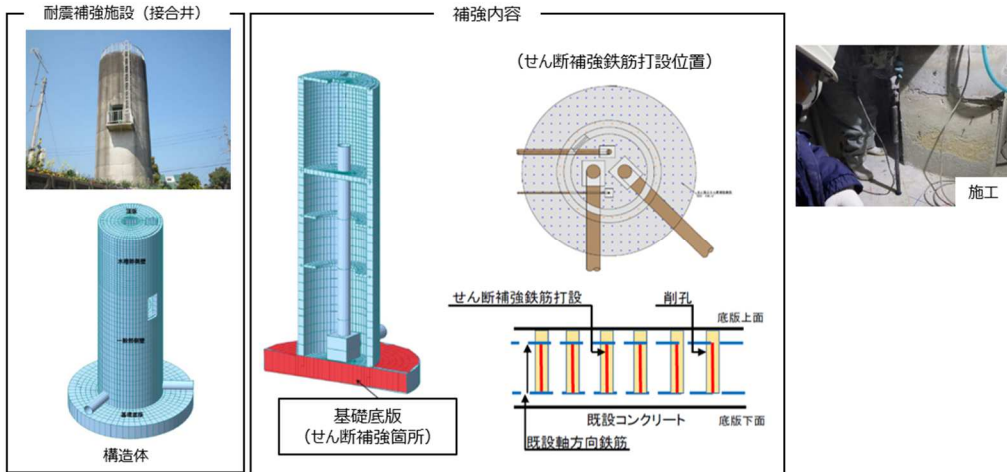
5 公営企業施設

<これまでの取組み事例>

【工業用水道事業施設】

○重要施設の耐震化

耐震診断結果において、レベル2地震動※に対応できないと判断された^{せつごうせい}接合井について、基礎底版に補強鉄筋を配置して耐震化を図りました。

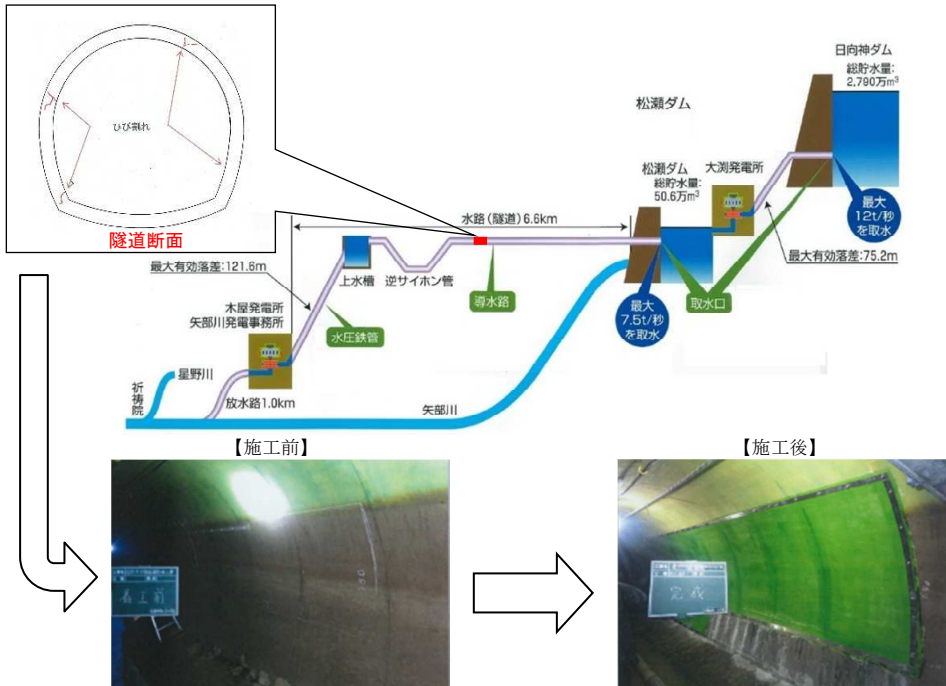


※ レベル2地震動とは、過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大規模の強さの地震動

【電気事業施設】

○維持管理・修繕による長寿命化

毎年、発電用水が通る^{すいどう}隧道を点検し、部分補修により長寿命化を図っています。



附則

この計画は、平成29年3月から施行する。

附則

この計画は、令和4年2月10日から施行する。

附則

この計画は、令和5年2月20日から施行する。